

静岡県監査委員告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年12月13日

静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	松本早巳
静岡県監査委員	良知淳行
静岡県監査委員	阿部卓也

第1 監査の概要

令和6年9月3日に随時に実施した監査である。

施工中に現地確認が必要な工事について、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査を実施した。

第2 随時監査（出先機関）の結果

- 1 監査結果がある機関 該当なし
- 2 監査結果がない機関

(1) 農林技術研究所 茶業研究センター

ア 監査実施日 令和6年9月3日

イ 監査対象 農林技術研究所茶業研究センター新研究棟建築工事